八王子市

令和６年度（2024 年度）住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業補助金のご案内

空き家を　住宅確保要配慮者専用賃貸住宅※　として登録する賃貸人に
改修費　１戸当り最大 450 万円　を補助します。

※住宅確保要配慮者専用賃貸住宅とは、住宅確保要配慮者（定額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など）のみが入居可能な住宅としてセーフティネット住宅情報提供システムに登録した住宅のこと。

補助金額　最大　450　万円[1 戸（室）当り、加算金を含む]　※1 棟当り 10 戸（室）まで

補助率　対象工事費の 2/3

上限額

A　**バリアフリー改修、耐震改修、間取り変更、防火・消火対策工事**　200 万円
（※子育て世帯の専用住宅に給するために行う改修工事の場合は、改修工事経費の 1/6 以内で 50 万円を上限とする額を加算）

B　**省エネルギー改修、安否確認のための設備改修、防音・遮音工事**
調査において居住のために最低限必要と認められた工事、
住宅確保要配慮者居住支援協議会等が必要と認める工事、
対象工事に係る調査設計計画（インスペクション含む）　100 万円
（※子育て世帯の専用住宅に給するために行う改修工事の場合は、改修工事経費の 1/6 以内で 25 万円を上限とする額を加算）

C　**子育て世帯対応改修工事**　200 万円
上記工事に加えて、
耐震改修、間取り変更、省エネルギー改修のいずれかを含む工事　＋　200 万円
（※子育て世帯の専用住宅に給するために行う改修工事の場合は、改修工事経費の 1/6 以内で 50 万円を上限とする額を加算）

工事等パターン		補助上限額	補助額と自己負担のイメージ
A	工事を実施して家賃補助対象住戸として賃貸（補助率 2/3）※加算金 50 万円を含む	250 万円	300 万円の改修工事の場合 補助上限 250 万円 ／ 自己負担 50万 円
B	工事を実施して家賃補助対象住戸として賃貸（補助率 2/3）※加算金 25 万円を含む	125 万円	150 万円の改修工事の場合 補助上限 125 万円 ／ 自己負担 25万円
C	工事を実施して家賃補助対象住戸として賃貸（補助率 2/3）※加算金 50 万円を含む	450 万円	600 万円の改修工事の場合 補助上限 450 万円 ／ 自己負担 150万円

交付の例

対象となる工事

1　バリアフリー改修工事
2　耐震改修工事
3　間取り変更工事
4　子育て世帯対応改修工事
5　防火・消火対策工事
6　省エネルギー改修工事
7　安否確認のための設備の改修工事
8　防音・遮音工事
9　調査において最低限必要と認められた工事
10　住宅確保要配慮者居住支援協議会等が必要と認める工事
11　上記工事に係る調査設計計画（インスペクション含む。）

対象となる住宅の主な要件

- 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として登録すること。
- 空き家であること。
- 建築基準法等に適合するもの。
- 昭和 56 年６月１日以降に着工した建築物（耐震改修工事をする場合は除く）。
- 台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を有するもの（改修工事完了後に有することとなる場合も含む）。
- 所有者全員が市税を滞納していないこと。
- その他、床面積要件等あり。

※詳しくは住宅政策課までお問い合わせください。

改修工事を実施した登録住宅の主な要件

- 家賃補助対象住戸として賃貸すること。
- 登録事業者等及び所有者の三親等以内の親族が入居しないこと
- 周辺の家賃相場の額以下にすること。
- 入居する世帯の収入が 15 万 8 千円以下であること。
- 入居者が不正の行為によって入居した時は賃貸借契約を解除することを賃貸の条件とすること

手続きの流れ

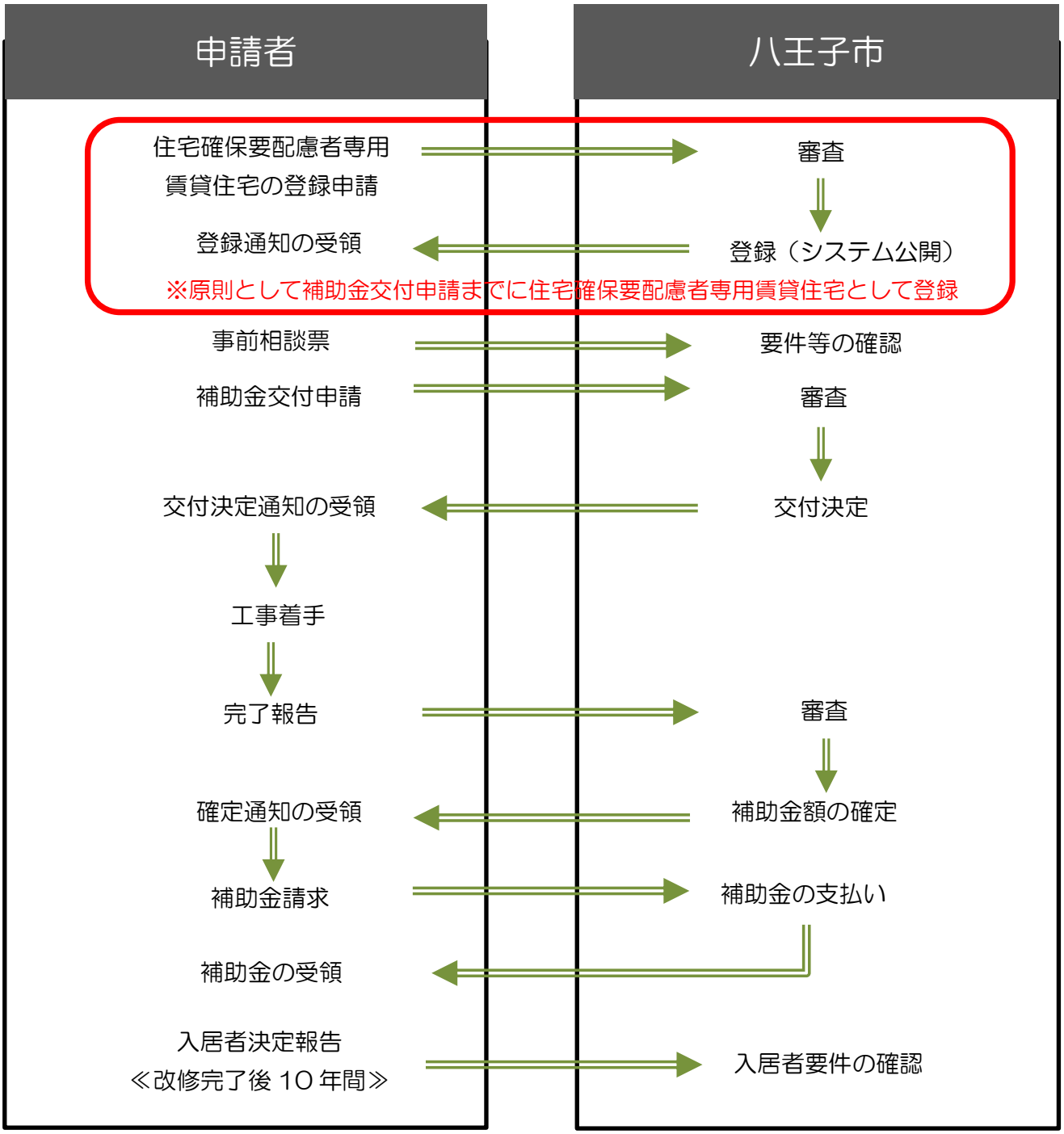

お問い合わせ
〒192-8501　八王子市元本郷町 3-24-1
八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課 TEL042-620-7385　FAX042-626-3616